【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（損失補てん等の禁止の適用除外）

**第十六条の五**　法第三十九条第一項第一号に規定する政令で定める取引は、法第二条第一項第一号から第五号まで及び第十五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。以下この条において同じ。）、同項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号まで及び第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもの並びに第一条第一号に掲げる有価証券に係る買戻条件付売買であつて、買戻価格があらかじめ定められているもの（以下この条において「債券等の買戻条件付売買」という。）のうち、金融商品取引業者等が専ら自己の資金調達のために行うもの（他の債券等の買戻条件付売買の相手方となることにより不足することとなる資金を調達するために行う場合を含む。）とする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（損失補てん等の禁止の適用除外）

**第十六条の五**　法第三十九条第一項第一号に規定する政令で定める取引は、法第二条第一項第一号から第五号まで及び第十五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。以下この条において同じ。）、同項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号まで及び第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもの並びに第一条第一号に掲げる有価証券に係る買戻条件付売買であつて、買戻価格があらかじめ定められているもの（以下この条において「債券等の買戻条件付売買」という。）のうち、金融商品取引業者等が専ら自己の資金調達のために行うもの（他の債券等の買戻条件付売買の相手方となることにより不足することとなる資金を調達するために行う場合を含む。）とする。

（改正前）

（適用除外取引）

**第十六条**　法第四十二条の二第一項第一号（法第六十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。以下この条において同じ。）、同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの並びに第一条の有価証券に係る買戻条件付売買であって、買戻価格があらかじめ定められているもの（以下この条において「債券等の買戻条件付売買」という。）のうち、証券会社（法第六十五条の二第四項において準用する場合にあっては、登録金融機関（同条第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。））が専ら自己の資金調達のために行うもの（他の債券等の買戻条件付売買の相手方となることにより不足することとなる資金を調達するために行う場合を含む。）とする。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】

（改正後）

（適用除外取引）

**第十六条**　法第四十二条の二第一項第一号（法第六十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。以下この条において同じ。）、同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの並びに第一条の有価証券に係る買戻条件付売買であって、買戻価格があらかじめ定められているもの（以下この条において「債券等の買戻条件付売買」という。）のうち、証券会社（法第六十五条の二第四項において準用する場合にあっては、登録金融機関（同条第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。））が専ら自己の資金調達のために行うもの（他の債券等の買戻条件付売買の相手方となることにより不足することとなる資金を調達するために行う場合を含む。）とする。

（改正前）

（適用除外取引）

**第十六条**　法第四十二条の二第一項第一号（法第六十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券（転換社債券を除く。以下この条において同じ。）、同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの並びに第一条の有価証券に係る買戻条件付売買であって、買戻価格があらかじめ定められているもの（以下この条において「債券等の買戻条件付売買」という。）のうち、証券会社（法第六十五条の二第四項において準用する場合にあっては、登録金融機関（同条第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。））が専ら自己の資金調達のために行うもの（他の債券等の買戻条件付売買の相手方となることにより不足することとなる資金を調達するために行う場合を含む。）とする。

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第244号】 （改正なし）

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】 （改正なし）

【平成10年11月4日 政令第357号】

（改正後）

（適用除外取引）

**第十六条**　法第四十二条の二第一項第一号（法第六十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券（転換社債券を除く。以下この条において同じ。）、同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの並びに第一条の有価証券に係る買戻条件付売買であって、買戻価格があらかじめ定められているもの（以下この条において「債券等の買戻条件付売買」という。）のうち、証券会社（法第六十五条の二第四項において準用する場合にあっては、登録金融機関（同条第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。））が専ら自己の資金調達のために行うもの（他の債券等の買戻条件付売買の相手方となることにより不足することとなる資金を調達するために行う場合を含む。）とする。

（改正前）

（適用除外取引）

**第十六条**　法第五十条の三第一項第一号（法第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券（転換社債券を除く。以下この条において同じ。）、同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの並びに第一条の有価証券に係る買戻条件付売買であって、買戻価格があらかじめ定められているもの（以下この条において「債券等の買戻条件付売買」という。）のうち、証券会社（法第六十五条の二第四項において準用する場合にあっては、同項に規定する認可を受けた金融機関）が専ら自己の資金調達のために行うもの（他の債券等の買戻条件付売買の相手方となることにより不足することとなる資金を調達するために行う場合を含む。）とする。

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】

（改正後）

（適用除外取引）

**第十六条**　法第五十条の三第一項第一号（法第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券（転換社債券を除く。以下この条において同じ。）、同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの並びに第一条の有価証券に係る買戻条件付売買であって、買戻価格があらかじめ定められているもの（以下この条において「債券等の買戻条件付売買」という。）のうち、証券会社（法第六十五条の二第四項において準用する場合にあっては、同項に規定する認可を受けた金融機関）が専ら自己の資金調達のために行うもの（他の債券等の買戻条件付売買の相手方となることにより不足することとなる資金を調達するために行う場合を含む。）とする。

（改正前）

（適用除外取引）

**第十五条の三**　法第五十条の三第一項第一号（法第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券（転換社債券を除く。以下この条において同じ。）、同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの並びに第一条の有価証券に係る買戻条件付売買であって、買戻価格があらかじめ定められているもの（以下この条において「債券等の買戻条件付売買」という。）のうち、証券会社（法第六十五条の二第四項において準用する場合にあっては、同項に規定する認可を受けた金融機関）が専ら自己の資金調達のために行うもの（他の債券等の買戻条件付売買の相手方となることにより不足することとなる資金を調達するために行う場合を含む。）とする。

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

（適用除外取引）

**第十五条の三**　法第五十条の三第一項第一号（法第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券（転換社債券を除く。以下この条において同じ。）、同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの並びに第一条の有価証券に係る買戻条件付売買であって、買戻価格があらかじめ定められているもの（以下この条において「債券等の買戻条件付売買」という。）のうち、証券会社（法第六十五条の二第四項において準用する場合にあっては、同項に規定する認可を受けた金融機関）が専ら自己の資金調達のために行うもの（他の債券等の買戻条件付売買の相手方となることにより不足することとなる資金を調達するために行う場合を含む。）とする。

（改正前）

（適用除外取引）

**第十五条の二**　法第五十条の二第一項第一号（法第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券（転換社債券を除く。以下この条において同じ。）及び同項第八号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するものに係る買戻条件付売買であって、買戻価格があらかじめ定められているもの（以下この条において「債券の買戻条件付売買」という。）のうち、証券会社（法第六十五条の二第四項において準用する場合にあっては、同項に規定する認可を受けた金融機関）が専ら自己の資金調達のために行うもの（他の債券の買戻条件付売買の相手方となることにより不足することとなる資金を調達するために行う場合を含む。）とする。

【平成4年6月26日 政令第228号】 （改正なし）

【平成3年12月10日 政令第367号】

（改正後）

（適用除外取引）

**第十五条の二**　法第五十条の二第一項第一号（法第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券（転換社債券を除く。以下この条において同じ。）及び同項第八号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するものに係る買戻条件付売買であって、買戻価格があらかじめ定められているもの（以下この条において「債券の買戻条件付売買」という。）のうち、証券会社（法第六十五条の二第四項において準用する場合にあっては、同項に規定する認可を受けた金融機関）が専ら自己の資金調達のために行うもの（他の債券の買戻条件付売買の相手方となることにより不足することとなる資金を調達するために行う場合を含む。）とする。

（改正前）

（新設）